

令和3年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金 【産業ヒートポンプ】(2次公募)

概要編



【はじめに】

一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター(以下「HPTCJ」と表記)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。

厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対して厳正に対処いたします。

補助金を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、以下の内容をよくご理解のうえ、補助金受給に関する全ての手続きを適正に行ってください。

- ① 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- ② HPTCJが定める交付規程
- ③ 本事業の公募要領 等



【はじめに】

「令和3年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金」は、
設備区分によって申請先の執行団体が異なります。

そのため、お問い合わせや申請先その他、公募要領、申請方法、その他資料等も
執行団体で異なりますので、お間違いのないようご注意ください。

執行団体を跨って複数設備区分を申請する場合は、設備区分毎に各執行団体
へそれぞれ申請してください。



【はじめに】

産業ヒートポンプ以外のお問い合わせ、申請先は以下の通りです。

設備区分名		お問い合わせ先
高効率空調	産業用モータ	一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII) 省エネルギー投資促進支援事業費補助金 お問い合わせ窓口 TEL:0570-075-900 (ナビダイヤル) ※ IP電話からのお問い合わせ TEL: 042-204-1081 <受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>
業務用給湯器	調光制御設備	
高性能ボイラ	工作機械	
低炭素工業炉	プラスチック加工機械	
変圧器	プレス機械	
冷凍冷蔵設備	印刷機械	
	ダイカストマシン	
高効率コージェネレーション		一般社団法人都市ガス振興センター 省エネルギー投資促進支援事業費補助金 お問い合わせ窓口 TEL:03-6435-7693 ※FAX:03-3591-8110 <受付時間:9:00~12:00、13:00~17:00(土・日曜、祝日、5/1、12/29~1/4を除く)>



【目次】

1. 補助対象事業における要件

- 事業目的
- 補助対象事業の要件
- 補助対象事業者
 - 企業体の定義
- 共同申請
- 申請単位
- 補助対象設備【産業ヒートポンプ】
- 補助対象経費
- 定額補助額及び補助金限度額
- 審査

2. 事業実施スケジュール

- 事業実施スケジュール

3. 交付申請以降の流れ

- 交付申請の手順
- jGrantsについての留意事項
- 見積取得にあたっての留意事項
- 提出書類について
- 交付決定について
- 補助事業の実施
- 実績報告及び補助金の確定
- 成果報告
- その他の注意事項



1. 補助対象事業における要件



事業目的

世界的に石油、LNG、石炭等のエネルギー価格が高騰しており、エネルギー消費機器の高効率化による燃料・電力の消費抑制を図ることが重要です。

本事業では、緊急的な支援として産業・業務部門における性能の優れた省エネ設備への更新に係る費用の一部を補助することで、需要側における燃料・電力の消費抑制に資する取組を促しエネルギーコストの節減を目指します。



補助対象事業の要件

本補助金の交付対象となる事業は、以下のいずれか又は両方を満たす事業です。

- ① 国内の既に事業活動を営んでいる工場・事業場等(以下「事業所」という。)において、現在使用している設備を本事業で定められたエネルギー消費効率の基準を満たす設備(以下「産業ヒートポンプ設備」という。)に更新することにより省エネルギー化を図る事業であること。
- ② 事業所内で現在使用している燃焼式加熱設備等のプロセスに対して、産業ヒートポンプ設備の導入によりプロセス改善を実施し、省エネルギー化を図る事業であること。
※詳細は公募要領をご確認ください



補助対象事業の要件

補助対象事業と認められない場合

- 新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所や新たな生産ライン等へ新たに導入する設備
- 既設がヒートポンプ設備のみのプロセスへの増設
- 故障等の事由により事業活動に供していない設備を更新する事業
- 専ら居住を目的とした事業所における事業
- 産業ヒートポンプ設備を対人空調のみに使用する場合

上記の事業は申請が出来ませんのでご注意ください



補助対象事業者

交付申請をする者(申請者)の主な要件

- 国内において事業活動を営んでいる法人及び個人事業主であること
- 本事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。(直近の年度決算において債務超過でないこと)
- 本事業により国内において設置する補助対象設備の所有者であり、その補助対象設備の処分制限期間中、継続的に使用する者であること
- 取得した補助対象設備を、取得財産等管理台帳に記載の上、善良な管理者の注意をもってその設備等を管理し、運用を図る者であること
- 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置講じられていない者であること



補助対象事業者

交付申請をする者(申請者)の主な要件

- 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者ではないこと
- 性風俗関連特殊営業を営む事業所又は、それに類する事業所でないこと
- 成果報告時に、導入した設備の最低1週間以上のエネルギー使用量の実測データ等を用いて省エネルギー効果を報告すること
- 会計検査院による現地検査等の受検に際し、事業者として会社単位で誠実に対応することが可能な事業者であること



▶ 企業体の定義 < 中小企業者等 >

中小企業者

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に準じ、所定の条件を満たす者

業種	下記のいずれかを満たしていること	
	資本金	従業員数
① 製造業、その他	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ 小売業	5千万円以下	50人以下
④ サービス業	5千万円以下	100人以下

以下に該当する場合は「みなし大企業」とし、中小企業者とはなりません。

- 資本金、又は出資金が5億円以上の法人に、直接又は間接に100%の株式を保有される場合
※ 但し、資本金又は出資金が5億円以上の法人が中小企業に該当する場合は除きます
- 交付申請時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年、又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える場合



▶ 企業体の定義 <中小企業者等>

中小企業団体等

- 中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法に基づき設立した法人
- 該当する場合は申請時に認可証の写しを提出すること

個人事業主(青色申告者のみ)

その他中小企業者等(会社法上の会社以外)

- 会社法上の会社以外の法人であって、従業員が300人以下の法人
※「会社法上の会社」とは、株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社を指します。



➤ 企業体の定義 <その他、大企業>

その他

- みなし大企業に該当する法人
- 「会社法上の会社」以外の法人であって従業員が300人超えの法人は、「その他」に分類となる

大企業(要件を満たす場合のみ申請が可能)

- 「中小企業者等」、「その他」以外の法人で、以下2つの要件のいずれかを満たすこと

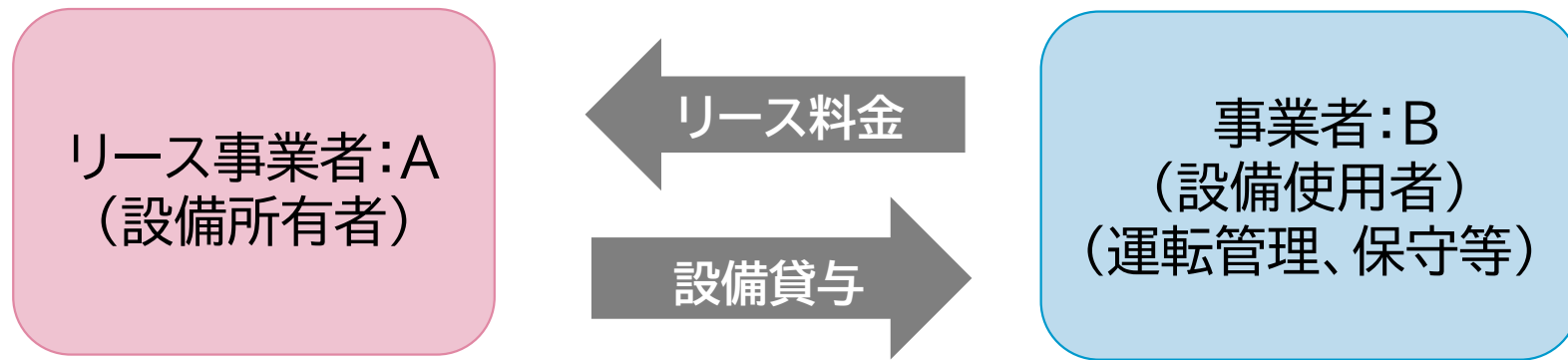
- ① 省エネ法の事業者クラス分け評価制度において『Sクラス』または『Aクラス』に該当する事業者
※ 『Aクラス』に該当する事業者として申請する場合は、令和2年定期報告書「特定第4表」の提出が必要です。
- ② 中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者



共同申請

- リースの場合は、リース料金から補助金相当分を減額する必要があります。

リース料金から補助金相当分を減額する



- 同一事業において、設備使用者による設備購入とリース事業者による設備購入の併用は不可
- リース契約として共同申請する場合であっても、リース契約内容が、残価設定付リース契約及び割賦契約の場合は対象外
- 補助対象設備を処分制限期間中、使用することを前提としたリース契約とする
※ 処分制限期間を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は補助対象となります。



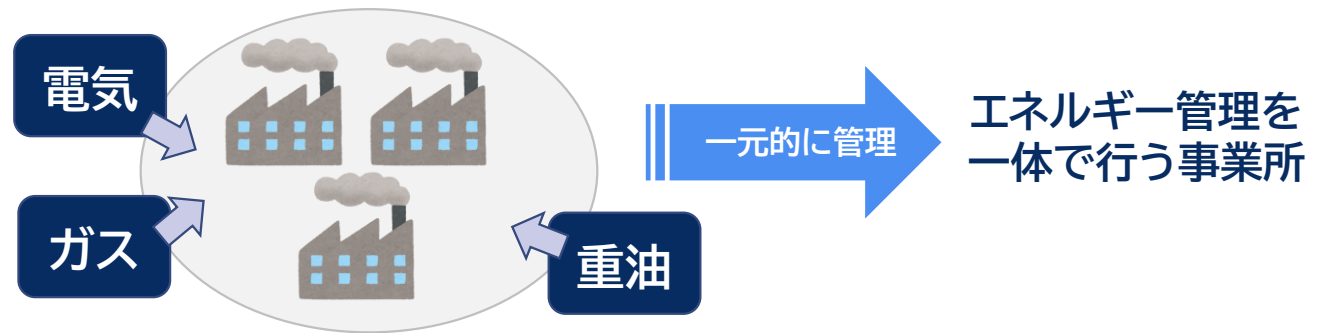
申請単位

- 原則、エネルギー管理を一体で行う事業所単位で申請が必要です。

エネルギー管理を一体で行う事業所単位とは

事業所で使用する全てのエネルギーを一元的に管理し、エネルギーコストを正確に把握している事業所の単位のことをいいます。

- 省エネ法に基づいて定期報告書を提出している場合は、定期報告書内の事業所単位で申請すること
- 定期報告書を提出していない場合、電気・ガス・油等のエネルギー契約を行う事業所単位で申請すること



<共同申請とする場合について>

- エネルギー管理を一体で行う事業所が、複数の事業者の場合は、エネルギー管理を一体で行っている全ての事業者による共同申請とすること
- 導入設備の所有者と使用者が異なる場合は、設備の所有者と使用者による共同申請となる



補助対象設備【産業ヒートポンプ】

以下に示す産業ヒートポンプ種別に該当する設備であって、HPTCJが定める基準を満たす省エネルギー性能を有し、HPTCJが登録及び公表した設備を導入することが必要です。

産業ヒートポンプ種別

- 空冷ヒートポンプチラー
- 循環加温式ヒートポンプ
- 温水ヒートポンプ
- 熱風ヒートポンプ
- 蒸気発生ヒートポンプ
- 施設園芸用ヒートポンプ



補助対象設備【産業ヒートポンプ】

- その他の設備要件
補助対象設備は、以下をすべて満たすこと。

- ① 更新前後で使用用途が同じであること。
- ② 兼用設備、将来用設備又は予備設備等ではないこと。
- ③ 中古品でないこと。
- ④ その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること。
- ⑤ 自社で製造する製品ではないこと。



補助対象経費

- 補助対象経費は、補助対象設備に係る設備費のみとなります。
補助対象となる範囲は「別表2 産業ヒートポンプの種別毎に定める基準表」をご確認ください。
- なお、以下の経費については補助対象外となります。

設計費	補助事業の実施に要する設計費等の経費
運搬費	導入する補助対象設備又は除却する設備の運搬費等の経費
撤去費・廃棄費用	既存設備等の撤去費用、除却又は廃棄に要する経費
据付費・工事費	導入する補助対象設備の設置に要する据付費や工事費等の経費
材料等経費	補助対象設備以外の材料等の経費(配線、配管等)
諸経費・その他経費	会議費等の諸経費、交付決定前に要した経費
消費税・地方消費税	消費税法に定める消費税・地方消費税



定額補助額及び補助金限度額

- 定額補助額は補助対象である産業ヒートポンプ種別毎の能力に基づく定額とし、種別毎に補助金額を算出します。

算出式

$$\text{補助金額} = \text{補助対象設備加熱能力} \times \text{加熱能力当たりの補助金額} \times \text{導入台数}$$

- ※ 加熱能力当たりの補助金額は、産業ヒートポンプ種別毎に異なります。
詳細は公募要領「別表1 産業ヒートポンプの種別毎に定める定額補助金額」をご確認ください。
- なお、補助金申請額の上限は、補助対象経費の合計額の2分の1となっております。



定額補助額及び補助金限度額

予算額及び補助金限度額について

➤ 予算額

約4,000万円

※1次公募の結果、変動することがあります。

➤ 限度額

上限額は1事業あたり **1,000万円**

下限額は1事業あたり **20万円**

※下限額未満の場合は対象外です。

※本事業は定額補助となりますが、複数台の設備を導入し上限額1,000万円を超えた場合、超過分の経費は事業者負担となります。



審査

- 審査項目、評価項目は以下の通りです。

審査項目

- 補助対象事業者及び補助事業の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること。
- 補助事業の全体計画(資金調達計画、工事計画等)が適切であり、事業遂行の確実性、事業の継続性が十分であると見込まれること。
- 導入する省エネルギー設備が種別毎に定められた基準値を満たしていること。

評価項目

- 計画省エネルギー量
- 計画省エネルギー率
- 経費当たり計画省エネルギー量
(補助対象経費1千万円当たりの計画省エネルギー量)



審査

評価項目(続き)

- 中小企業等経営強化法第17条第1項に基づき認定(第18条第1項に基づく変更の認定を含む。)を受けた「経営力向上計画」に記載された事業
- ベンチマーク改善に資することが認められる事業
※ 企業体が大企業の場合は除く
- 中小企業者等の省エネルギー事業
- 設備更新にあたり、エネルギー転換(化石燃料から電気)を行う事業
- 産業ヒートポンプ設備を導入することにより、生産プロセス改善に革新性がある事業
- 2018年度以降に省エネルギー診断を受けた省エネルギー事業



お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

お問い合わせ先

TEL : 03-6661-1421

mail : hojokin@hptcj.or.jp

補助事業ポータルサイト: <https://hptcj-portal.com/>

<受付時間:10:00~11:30、12:30~17:00(土曜、日曜、祝日、8/16を除く)>





一般
財団法人

ヒートポンプ・蓄熱センター

